

令和7年1月定例会

教育長報告

久喜市教育委員会

## 資料目次

ア	久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則について	1
イ	久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について	3
ウ	令和7年度久喜市一般会計補正予算（第7号）（案）に係る意見聴取について	別冊

**ア 久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則について**

久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則（令和7年久喜市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部改正に伴う新旧対照表  
(第9条 久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部改正部分)

改正後の一一部改正規則	改正前の一部改正規則（旧）
(学校給食の実施日)	(学校給食の実施日)
第4条 校長は、小学校 _____においては年間188日、中学校 _____においては年間185日をそれぞれ基準として、学校給食の実施日を定めるものとする。	第4条 校長は、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。次条第2項第1号において同じ。)においては年間188日、中学校(義務教育学校の後期課程を含む。次条第2項第1号において同じ。)においては年間185日をそれぞれ基準として、学校給食の実施日を定めるものとする。

## イ 久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について

### 久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

久喜市立学校給食センター条例施行規則（平成22年久喜市教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（実施予定日数）」に改め、同条中「校長」を「久喜市教育委員会（次条第2項及び第7条において「教育委員会」という。）」に、「年間188日」を「188日」に、「年間185日」を「185日」に、「の実施日」を「を実施する予定の日数（第6条第1項及び第7条において「実施予定日数」という。）」に改める。

第5条から第7条までを次のように改める。

#### （学校給食費の額）

第5条 条例第5条に規定する学校給食費の額は、別表の左欄に掲げる給食対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

2 前項の規定にかかわらず、児童又は生徒その他学校給食の提供を受ける者（次条第2項及び第7条において「児童等」という。）のうち食材等に関して、食物アレルギー等の特別の配慮が必要と認めるものの学校給食費の額は、別表の左欄に掲げる給食対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の範囲内で教育委員会が別に定める。

#### （学校給食費の納付等）

第6条 学校給食費負担者（学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者を、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）その他学校給食の提供を受ける者をいう。）は、前条に規定する学校給食費の額に実施予定日数を乗じて得た額を11で除して算定した額を学校給食の提供を受けた月ごとに納付しなければならない。ただし、8月に実施した学校給食に係る学校給食費は、9月分の学校給食費に含むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、転入又は転出その他臨時又は不定期に学校給食の

## イ 久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について

提供を受ける児童等の学校給食費は、同項に規定する月ごとの学校給食費の額を上限として、前条に規定する学校給食費の額に月ごとの学校給食を受けた回数を乗じて得た額を納付しなければならない。

### (学校給食費の調整)

第7条 前条の規定にかかわらず、教育委員会は、一の会計年度において児童等が学校給食の提供を受ける回数が、実施予定日数と異なるときは、当該年度において徴収すべき学校給食費の額について必要な調整を行うことができる。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

別表を次のように改める。

### 別表（第5条関係）

給食対象者	1食当たりの学校給食費の額
小学校の児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者	322円
中学校の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	398円

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規則は、令和7年11月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この規則による改正後の久喜市立学校給食センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後において提供する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に提供された学校給食費については、なお従前の例による。

#### (学校給食費の徴収に関する特例)

3 この規則の施行の日から当分の間、別表の左欄に掲げる児童又は生徒に対する同表の学校給食費の適用については、それぞれ同表の右欄中「322円」とあるのは「243円」と、「398円」とあるのは「295円」とする。

久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表

改正後の規則	改正前の規則（旧）
(実施予定日数_____)	(学校給食の実施日)
第4条 久喜市教育委員会(次条第2項及び第7条において「教育委員会」という。)は、小学校においては、 <u>188日</u> 、中学校においては <u>185日</u> をそれぞれ基準として、学校給食を実施する予定の日数(第6条第1項及び第7条において「実施予定日数」という。)を定めるものとする。	第4条 校長 _____は、小学校においては年間188日、中学校においては年間185日をそれぞれ基準として、学校給食の実施日 <u>5日</u> を定めるものとする。
(学校給食費の額)	(学校給食費)
第5条 条例第5条に規定する学校給食費の額は、別表の左欄に掲げる給食対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。 2 前項の規定にかかわらず、児童又は生徒その他学校給食の提供を受ける者(次条第2項及び第7条において「児童等」という。)のうち食料等に関して、食物アレルギー等の特別の配慮が必要と認めるものの学校給食費の額は、別表の左欄に掲げる給食対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の範囲内で教育委員会が別に定める。	第5条 学校給食費の月額及び日額は、別表のとおりとする。 2 学校給食費は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいづれかに該当する場合には、別表に定める日額に当該学校給食を実施した日数を乗じて得た額とし、日割りで計算することができる。 (1) 小学校において年間188日、中学校において年間185日を超える日数の学校給食を実施するとき。 (2) その他久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めるとき。
(学校給食費の納付等)	(学校給食費の減免及び還付)
第6条 学校給食費負担者(学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等(児童又は未成年の生徒については学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条の保護者を、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。)その他学校給食の提供を受ける者をい	第6条 保護者は、次の各号のいづれかに該当する場合には、学校給食費の減額又は免除若しくは還付を請求することができる。 (1) 給食対象者が転出し、転入し、又は死亡したとき。 (2) 給食対象者が病気その他の理由で給食を連続して6日以上欠食す

う。)は、前条に規定する学校給食費の額に実施予定日数を乗じて得た額を11で除して算定した額を学校給食の提供を受けた月ごとに納付しなければならない。ただし、8月に実施した学校給食に係る学校給食費は、9月分の学校給食費に含むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、転入又は転出その他臨時又は不定期に学校給食の提供を受ける児童等の学校給食費は、同項に規定する月ごとの学校給食費の額を上限として、前条に規定する学校給食費の額に月ごとの学校給食を受けた回数を乗じて得た額を納付しなければならない。

(学校給食費の調整)

第7条 前条の規定にかかわらず、教育委員会は、一の会計年度において見童等が学校給食の提供を受ける回数が、実施予定日数と異なるときは、当該年度において徴収すべき学校給食費の額について必要な調整を行なうことができる。

(日割計算による学校給食費)

第7条 前条第1号の規定に係る日割計算による学校給食費の額は、当該給食日数から給食を実施しなかった日数に別表に定める日額を乗じて得た額とする。

2 前条第2号の規定に係る日割計算による学校給食費の額は、別表に定めるそれぞれの月額から給食を実施しなかった日数に同表に定めるそれぞれの日額を乗じて得た額を減じて得た額とする。

(学校給食費の納入)

第8条 学校給食費は、当該教育機関の長が取りまとめ翌月末日までに納入通知書により市に納入するものとする。

2 前項の学校給食費は、災害その他の事由により教育委員会が必要と認めた場合は、納入を延期することができる。

(その他)

第8条 略

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の久喜市立学校給食センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後において提供する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に提供された学校給食費については、なお従前の例による。

(学校給食費の徴収に関する特例)

3 この規則の施行の日から当分の間、別表の左欄に掲げる児童又は生徒に対する同表の学校給食費の適用については、それぞれ同表の右欄中「322円」とあるのは「243円」と、「398円」とあるのは「295円」とする。

別表(第5条関係)

給食対象者	1食当たりの学校給食費	月額	日額
小学校の児童及び教職員	322円	4,150円	243円
中学校の生徒、教職員及び給食センター職員 ける者	398円	4,960円	295円

別表(第5条関係)

給食対象者	月額	日額
小学校の児童及び教職員	4,150円	243円
中学校の生徒、教職員及び給食センター職員 ける者	4,960円	295円